

# は じ め に

学校基本調査は、統計法に基づく指定統計調査（文部科学省所管指定統計調査第 13 号）として、昭和 23 年以降毎年実施されているものです。

この調査は、学校に関する基本的事項である学校数、在校生数、卒業生数、教職員及び学校施設等の状況を明らかにし、教育行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

ここで掲げた数字は、平成 17 年 5 月 1 日現在で実施された学校基本調査に基づく京都市独自で集計した速報値であり、後日文部科学省が公表する確定値とは異なる場合があります。

また、ここでいう学校とは、学校教育法第 1 条のうち、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、同法第 82 条の 2 の専修学校並びに同法第 83 条の各種学校です。

この報告書は、市内の大学以下の諸学校において、児童生徒数、教員数、学級等の基本的な事項や、不就学学齢児童生徒数、卒業後の状況等を集計したものであります。広くご活用いただき、ご意見等をお聞かせ願えれば幸いです。

この報告書を作成するにあたり、この調査の実施にご協力いただきました関係機関の各位に対し深く謝意を表すとともに、今後の調査におきましても、なお一層のご協力をお願いいたします。

## 利用上の注意

- \* 統計表及び図表に掲げた数値は、京都市内の国立、府立、市立、私立を含めた同一校種の学校全体について総合したものであり、文部科学省から公表される数値と異なる場合があります。
- \* 「-」は、該当数値のないものです。
- \* 構成比の総数とその内訳の合計は四捨五入したため必ずしも一致しません。
- \* 結果表中の「0学級」、生徒（児童）数「0人」、収容人員「0人」は、休校中（休園中）等の学校です。

## 【用語解説】

専修学校	学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行い、修業年限1年以上、授業時間数が文部科学大臣所定の時間数以上、教育を受けるものが常時40名以上であるもの（同法第82条の2）
専修学校の課程	・高等課程（中学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程） ・専門課程（高等学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程） ・一般課程（特に入学資格を定めない課程）
各種学校	学校教育に類する教育を行う施設で、専修学校以外のもの（同法第83条） なお、本調査では国公立、府知事の認可を受けた私立の各種学校を対象としている。